

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 2 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

① デイサービス 皆の衆

申請者	横須賀市武1-30-1 特定非営利活動法人 皆の衆 理事 高橋 理恵
事業所名称	デイサービス 皆の衆
事業所の所在地	横須賀市武1-30-1
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和5年8月1日
利用定員	10人
実施単位数	1単位
営業日	火曜日から土曜日（祝日を含む。12/29～1/3は休業。）
営業時間	8:30～17:00
サービス提供時間	9:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	昼食 750円、おやつ 100円、おむつ 150円、 リハビリパンツ 150円、パット 100円、その他の日常生活 費 実費

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

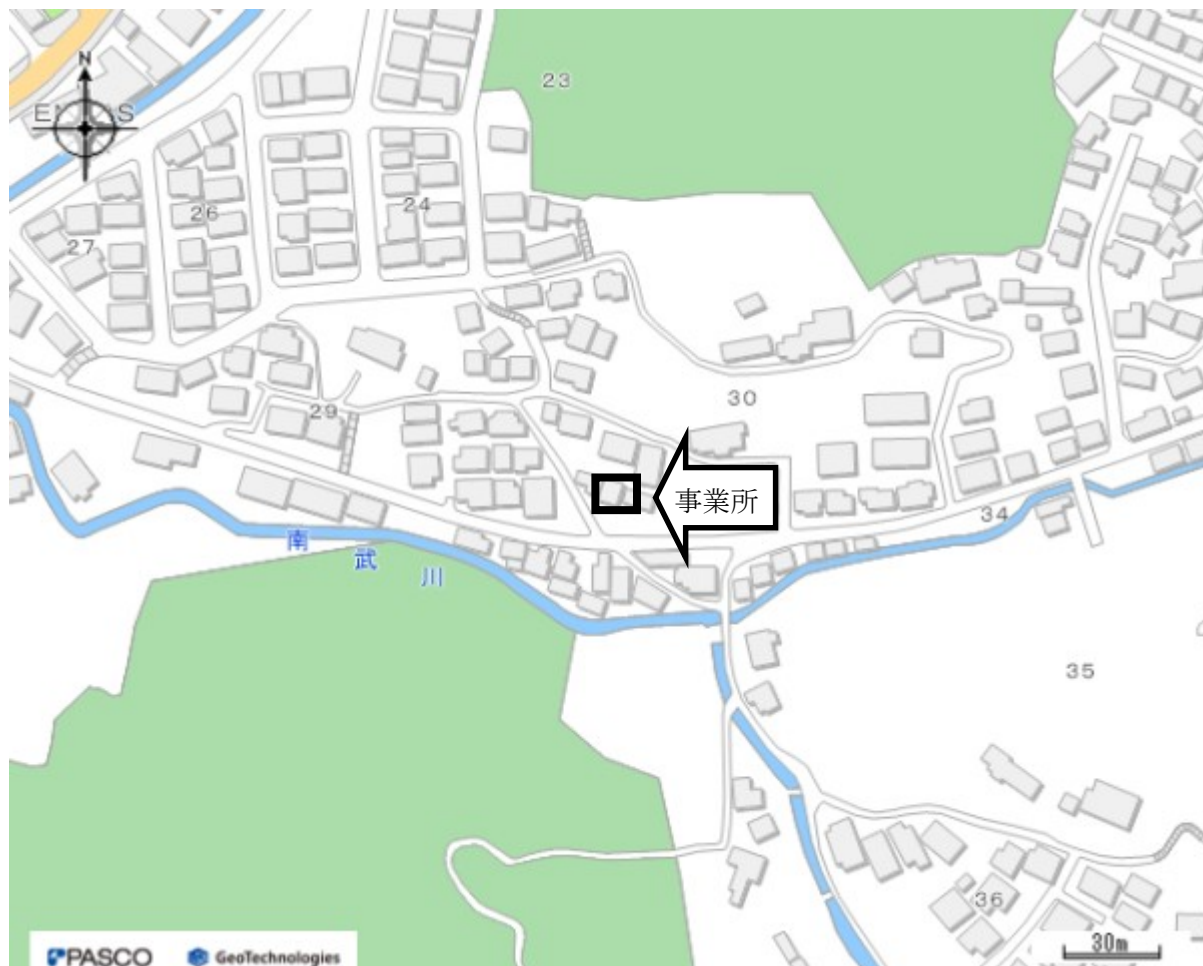
		要 件	指定案件（デイサービス 皆の衆）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の介護職員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護福祉士1人 ・社会福祉主事任用資格1人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置 看護職員1人
	利用定員 11人以上	看護職員 専従1以上 看護師又は准看護師	
		介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤2人 介護職員常勤4人
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人

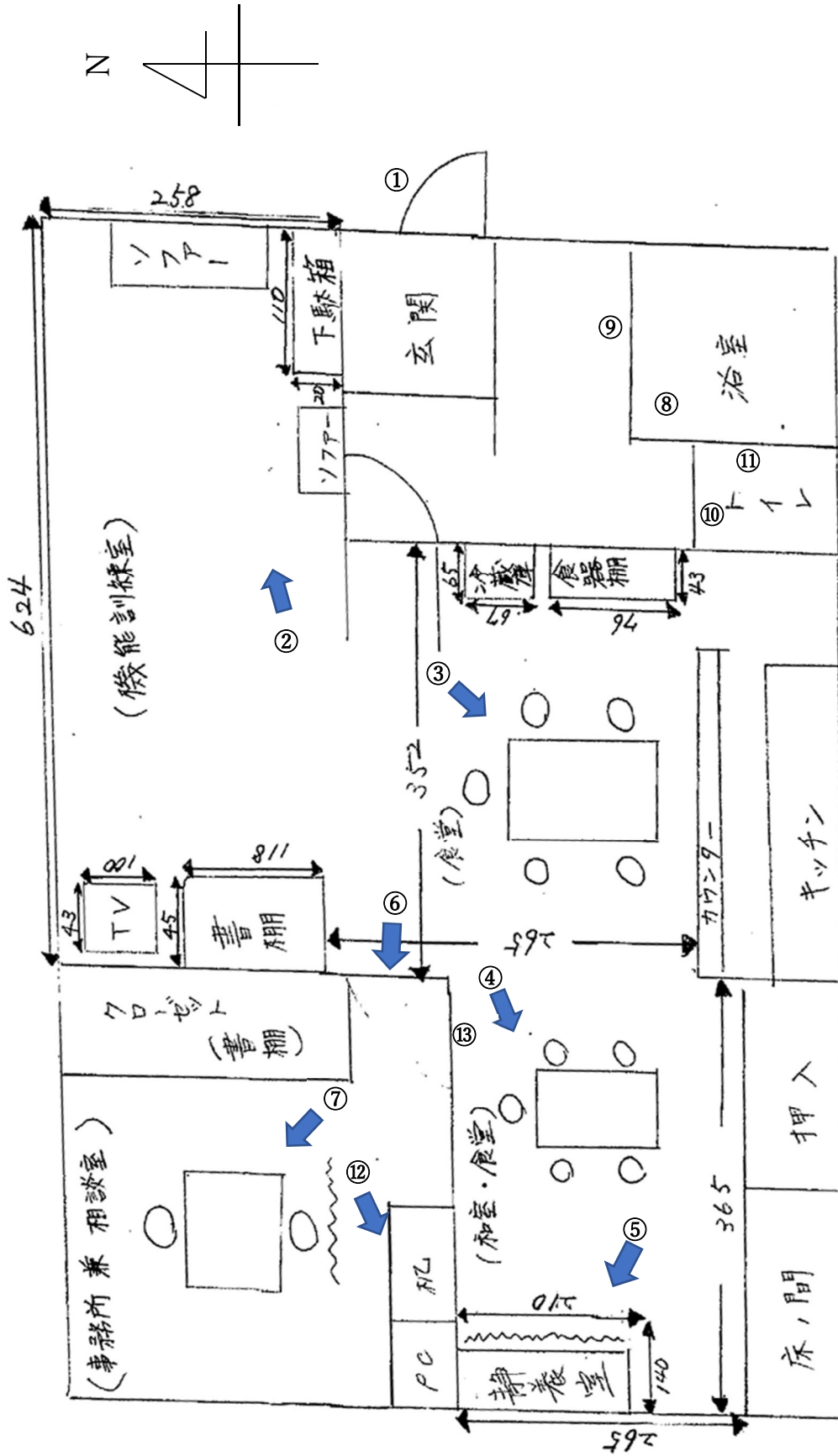
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（デイサービス 皆の衆）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$30.19 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置(個室)
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置（静養室はパーテーションで区切りベッドを設置）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護事業所 デイサービス 皆の衆 位置図





【現地写真】 デイサービス 皆の衆
(令和5年7月18日撮影)



① 外観



② 食堂兼機能訓練室 1



③ 食堂兼機能訓練室 2



④ 食堂兼機能訓練室 3



⑤ 静養室



⑥ 相談室 (扉)

【現地写真】 デイサービス 皆の衆
(令和5年7月18日撮影)



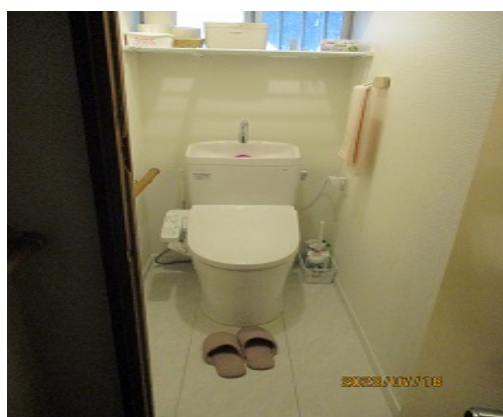
⑦ 相談室



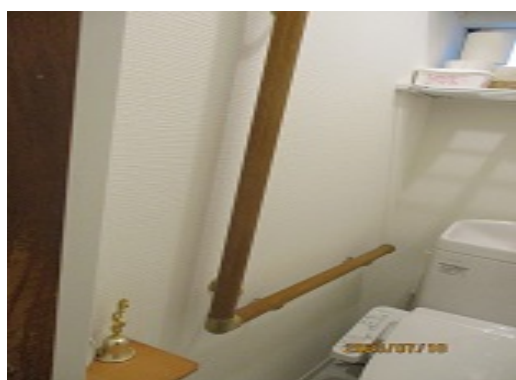
⑧ 浴室



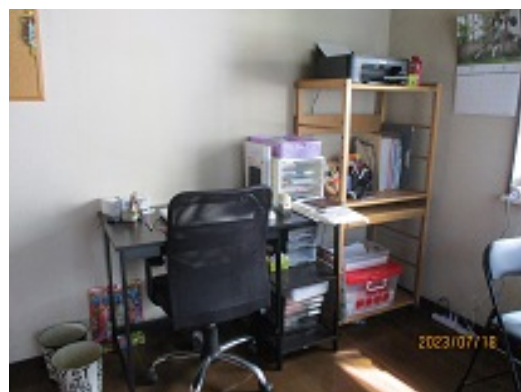
⑨ 手洗い



⑩ トイレ



⑪ トイレ (ブザー)



⑫ 事務室

【現地写真】 デイサービス 皆の衆
(令和5年7月18日撮影)



⑬ 消火器

②ゴルフフェーズ デイ

申 請 者	横須賀市佐原 5-22-5 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役 前川 有一朗
事業所名称	ゴルフフェーズ デイ
事業所の所在地	横須賀市森崎 1-19-6
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和 5 年 10 月 1 日
利用定員	10 人
実施単位数	2 単位
営業日	月曜日から金曜日（祝日を含む。12/29～1/4は休業。GWの週末につなげ金又は月のいずれかを休業日とする。）
営業時間	9:00～16:30
サービス提供時間	9:30～12:30、13:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	なし

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

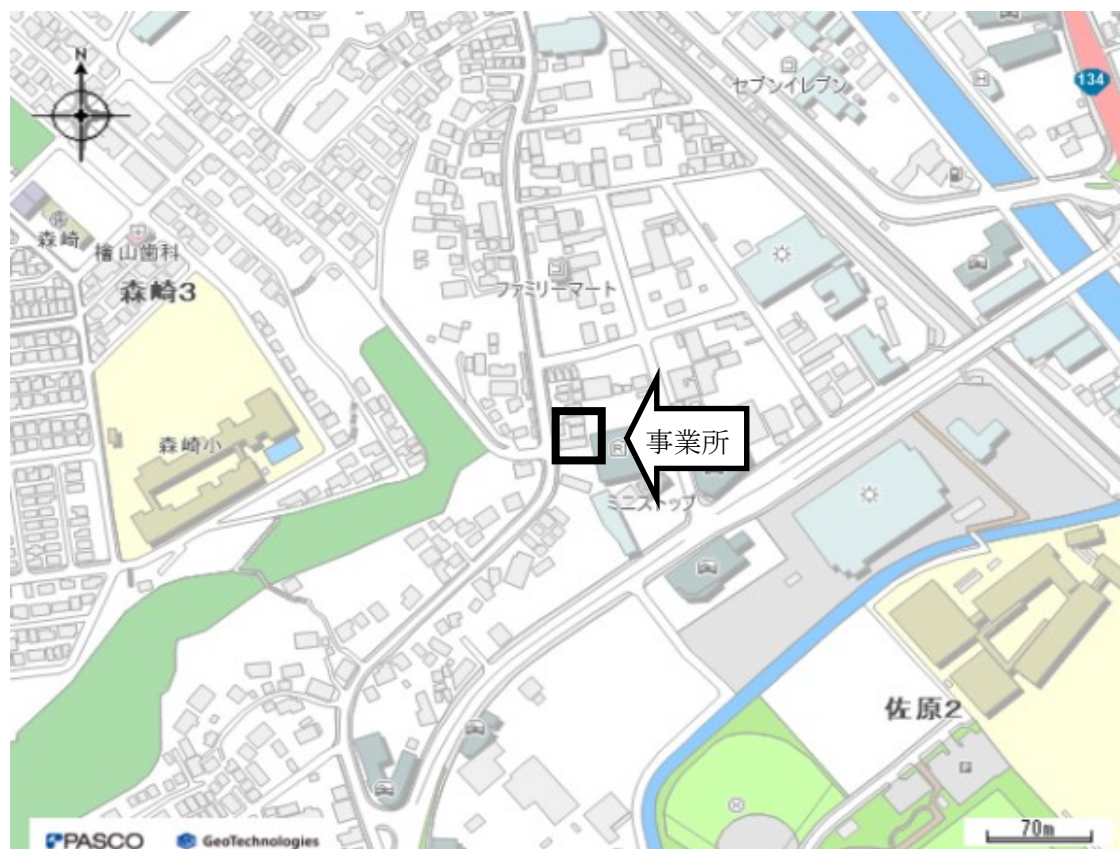
		要 件	指定案件（ゴルフアーズ デイ）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の介護職員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護福祉士2人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	適正に配置 常時1人以上の介護職員を配置
	利用定員 11人以上	看護職員 専従1以上 看護師又は准看護師 介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	理学療法士1人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

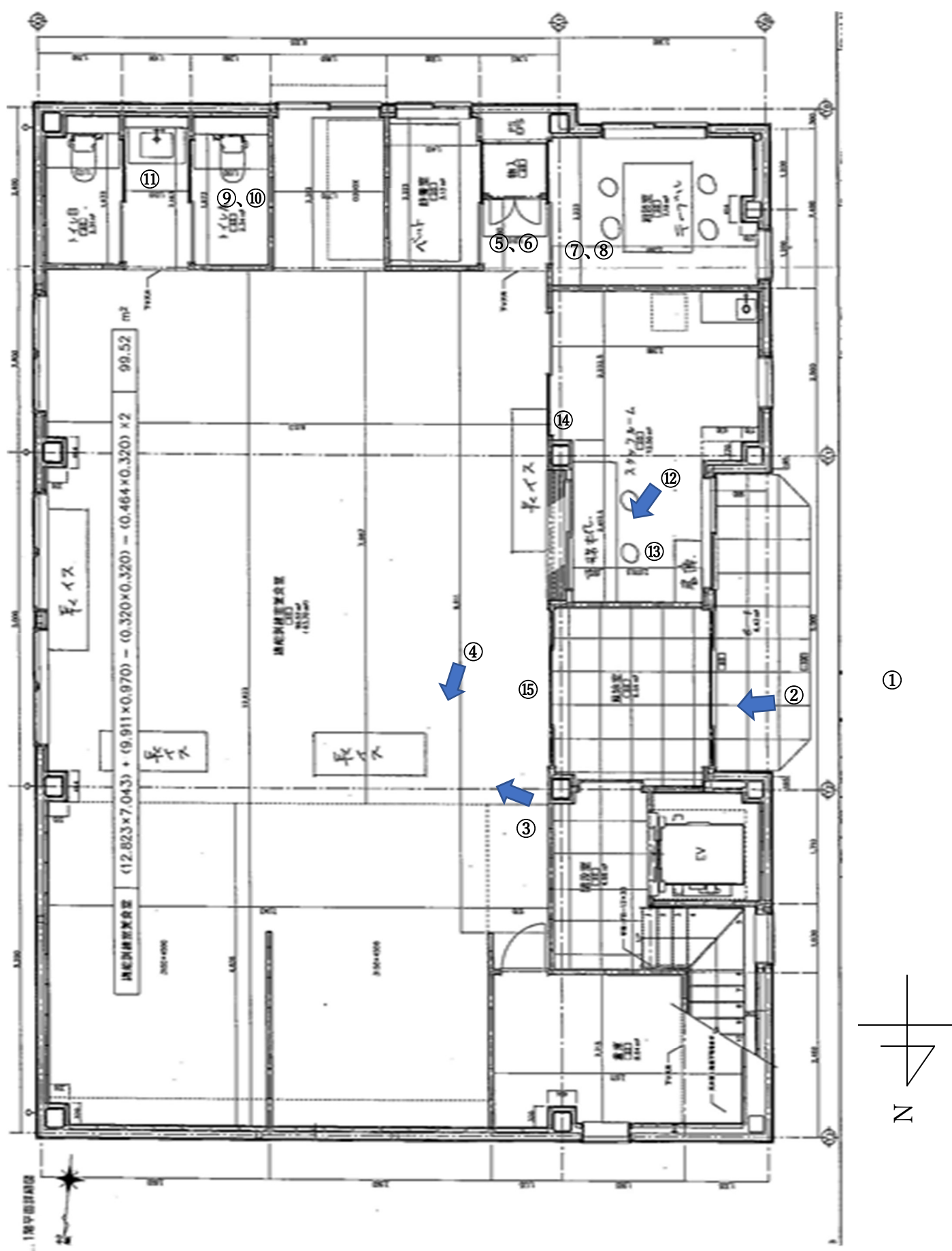
		要 件	指定案件（ゴルフアーズ デイ）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$99.52 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置（個室）
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置（静養室、事務室共に個室）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護事業所 ゴルフアーズ デイ 位置図



ゴルフアース デイ 平面図



【現地写真】 ゴルフアーズ デイ
(令和5年9月20日撮影)



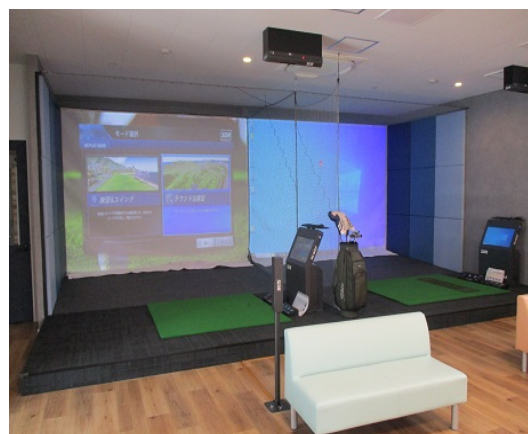
① 外観



② 入口



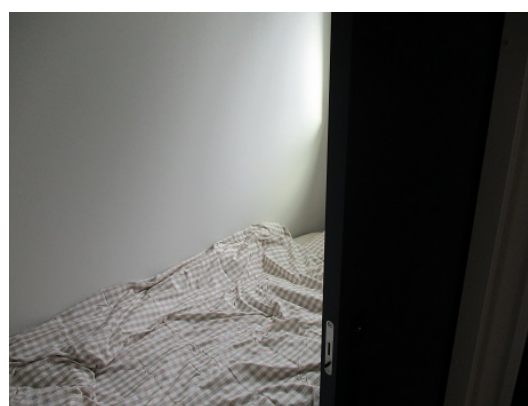
③ 機能訓練室 1



④ 機能訓練室 2



⑤ 静養室

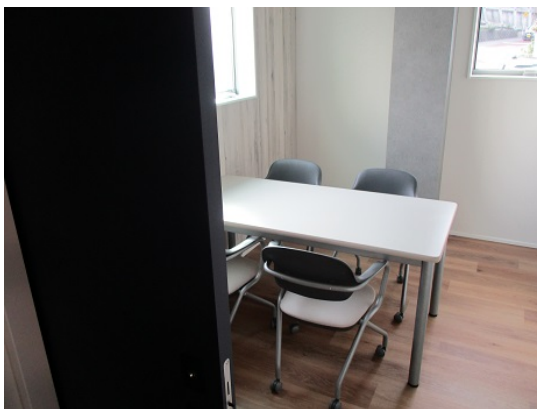


⑥ 静養室（ドアを半分閉めたところ）

【現地写真】 ゴルフアーズ デイ
(令和5年9月20日撮影)



⑦ 相談室



⑧ 相談室 (ドアを半分閉めたところ)



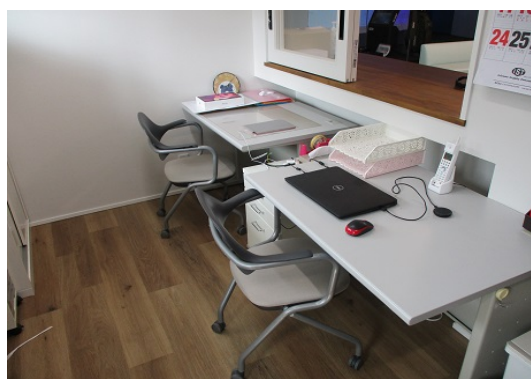
⑨ トイレ1



⑩ トイレ2 (ブザー)



⑪ 手洗い



⑫ 事務室

【現地写真】 ゴルフアーズ デイ
(令和5年9月20日撮影)



⑬ 鍵付き書庫



⑭ 消火器



⑮ 誘導灯

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

利用者がその居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊することとで、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

申 請 者	横須賀市西浦賀 6-1-1 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡 庸介
事 業 所 名 称	かもめ倶楽部
事 業 所 の 所 在	横須賀市鴨居 2-80-37 2F
サ ー ビ ス の 種 類	小規模多機能型居宅介護
事 業 開 始 予 定 日	令和 5 年 8 月 1 日
登 録 定 員	15 人
利 用 定 員	通いサービスの利用定員 9 人 宿泊サービスの利用定員 6 人
利 用 料	介護報酬の告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	①食 事 代 朝食 600 円 昼食 600 円 おやつ 200 円 夕食 600 円 ②宿 泊 費 3,000 円 ③お む つ 実費 ④送 迎 代 実費 ⑤洗 濯 代 400 円 ⑥乾 燥 代 300 円
通常の事業の実施地域	横須賀市 本庁・浦賀・大津・久里浜行政センター管内
連携施設の名称	①太陽の家（介護老人福祉施設） ②太陽の家二番館（介護老人福祉施設）
協力医療機関	①小磯診療所 ②太陽の家付属歯科診療所
運営推進会議の有無	無（令和 5 年 10 月中に設置予定）

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分		要 件	報告案件(かもめ倶楽部)
人 員 基 準	本体事業所の要件		小規模多機能型居宅介護事業所
	事業の代表者 ①又は②を満たすこと及び③を満たすこと		社会福祉法人ユアアイ二十一 理事長
			認知症介護指導者研修 平成23年2月修了
	管理者	勤務形態	管理者の兼務状況 管理者 約週7時間 介護職員 約週32時間
		兼務する場合の範囲	
		資格要件	

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分			要 件	報告案件(かもめ倶楽部)
人員基準	計画作成担当者(1又は2の人員を配置すること)	1 介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)
			兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務
				②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務若しくは同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務
			資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること
		2 研修修了者	配置要件	①サテライト型事業所であって、本体事業所の介護支援専門員により、サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われている
				②介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していること
			資格要件	①本体事業所の介護支援専門員により、サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われている
			介護従業者	②介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していること
				①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例)日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要
				②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算方法で1以上配置する。 本体事業所の職員によりサテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤換算方法でなく1人以上とすることが可能
				③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる)
				④宿直業務にあたる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする 本体事業所の従業者が、サテライト型事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できる場合は、置かないことが可能
				⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤であること
				⑥介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 本体事業所の看護師又は准看護師が適切にサテライト型事業所の登録者に対する健康管理等を行うことができる場合、サテライト型事業所において看護師又は准看護師を置かないことが可能

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分		要 件	報告案件(かもめ倶楽部)
設備基準	設置場所	①本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること ②本体事業所とサテライト型事業所は、同一の日常生活圏域に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所を本体事業所とすることが可能	
	サテライト事業所の数	2箇所まで	
	登録定員	18人以下	15人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から12人まで 宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から6人まで	通いサービス 定員9人 宿泊サービス 定員6人
	宿泊室	①個室の定員は1名 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名	個室 6(7.45㎡以上)
		②個室の床面積は7.43㎡以上 ③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、(宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、火災通報装置

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分	要 件	報告案件(かもめ倶楽部)
人員基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	
設備基準		

当該報告案件(かもめ倶楽部)は「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)に適合します。

小規模多機能型居宅介護事業所 かもめ倶楽部 位置図





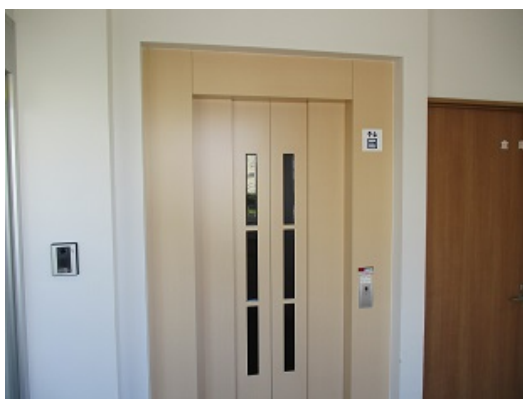
【現地写真】かもめ倶楽部
(令和5年7月21日撮影)



外観



入口



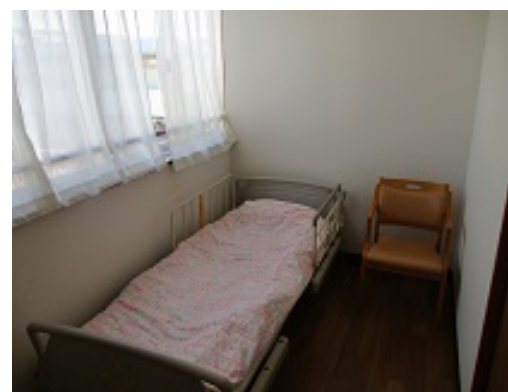
① エレベーター



② 居間1



③ 居間2

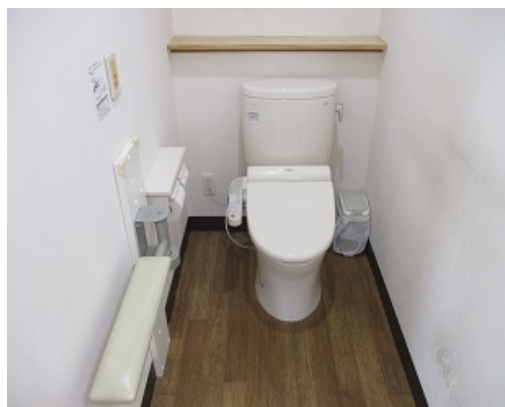


④ 宿泊室

【現地写真】かもめ倶楽部
(令和5年7月21日撮影)



⑤ 宿泊室（ドアを半分閉めたところ）



⑥ トイレ



⑦ トイレ（ブザー）



⑧ 台所



⑨ 手洗い



⑩ 消火器

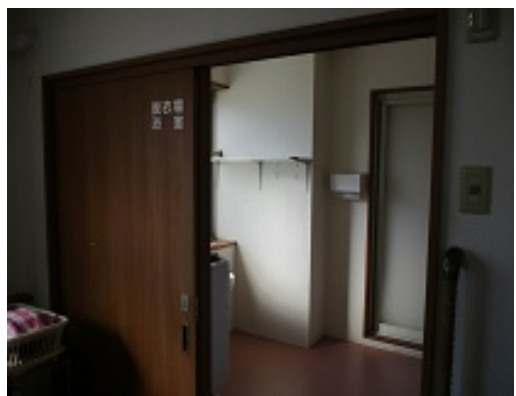
【現地写真】かもめ倶楽部
(令和5年7月21日撮影)



⑪ 誘導灯



⑫ 火災通報装置



⑬ 脱衣所



⑭ 浴室



⑮ 事務スペース



⑯ 鍵付き書庫